（その１）

収支報告書

令和03 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　しょうざんかい

1 政治団体の名称　勝山会

2 主たる事務所の所在地　秋田県秋田市寺内字蛭根85-7

3 代表者の氏名　辻　良之

4 会計責任者の氏名　佐野　元彦

事務担当者の氏名

鈴木　睦美

（電話）　018-862-6601

（電話）

（電話）

（電話）

秋田県選挙管理委員会 収受 -4.2.7 S・01-A ・・ 第　号

政治団体の区分	
政□党	政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
政□党の支部	
政□治資金団体	その他□の政治団体
	その他□政治団体の支部

活動区域の区分	
２以上の都道府県の区域等	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
有　□	
無　☑	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	金田　勝年
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	14,620,134
（前年からの繰越額）	7,840,070
（本年の収入額）	6,780,064
支　出　総　額	8,148,909
翌年への繰越額	6,471,225

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	6,780,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	6,780,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	6,780,000	

(その６)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	１件10万円未満のもの	64	
	合　　計	64	

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	成田保	60,000	R3/1/7	山本郡三種町鵜川字西家の下51-3	会社役員	
2	成田保	60,000	R3/8/25	山本郡三種町鵜川字西家の下51-3	会社役員	
3	（小計）	120,000				
4	黒澤晋一	10,000	R3/1/12	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
5	黒澤晋一	10,000	R3/2/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
6	黒澤晋一	10,000	R3/3/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
7	黒澤晋一	10,000	R3/4/12	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
8	黒澤晋一	10,000	R3/5/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
9	黒澤晋一	10,000	R3/6/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
10	黒澤晋一	10,000	R3/7/12	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
11	黒澤晋一	10,000	R3/8/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
12	黒澤晋一	10,000	R3/9/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
13	黒澤晋一	10,000	R3/10/11	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
14	黒澤晋一	10,000	R3/11/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
15	黒澤晋一	10,000	R3/12/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
	この頁の小計	240,000				

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
16	(小計)	120,000				
17	浅野学己	120,000	R3/1/13	大館市片山町3-5-37	会社員	
18	嶌田泰之	120,000	R3/1/28	山形県酒田市こがね町2丁目5-4	医者	
19	田口佳世	10,000	R3/1/29	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
20	田口佳世	10,000	R3/2/26	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
21	田口佳世	10,000	R3/3/31	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
22	田口佳世	10,000	R3/4/30	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
23	田口佳世	10,000	R3/5/31	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
24	田口佳世	10,000	R3/6/30	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
25	田口佳世	10,000	R3/7/30	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
26	田口佳世	10,000	R3/9/30	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
27	田口佳世	10,000	R3/10/29	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
28	田口佳世	20,000	R3/11/30	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
29	田口佳世	10,000	R3/12/30	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
30	(小計)	120,000				
	この頁の小計	360,000				

(その7)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
31	澤口美惠子	20,000	R3/2/4	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
32	澤口美惠子	20,000	R3/4/27	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
33	澤口美惠子	20,000	R3/6/18	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
34	澤口美惠子	20,000	R3/8/19	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
35	澤口美惠子	20,000	R3/10/20	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
36	澤口美惠子	20,000	R3/12/24	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
37	(小計)	120,000				
38	内村和人	120,000	R3/2/10	秋田市山王沼田町4-8	会社役員	
39	高橋佐知	60,000	R3/3/19	仙北市角館町東勝楽丁26-1	会社役員	
40	高橋佐知	60,000	R3/8/31	仙北市角館町東勝楽丁26-1	会社役員	
41	(小計)	120,000				
42	淡路孝次	120,000	R3/4/21	秋田市土崎港3丁目9-12	会社役員	
43	小畑悟	60,000	R3/4/28	秋田市将軍野南一丁目13-21	会社役員	
44	小畑悟	60,000	R3/10/20	秋田市将軍野南一丁目13-21	会社役員	
45	(小計)	120,000				
	この頁の小計	600,000				

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
46	西村幸彦	120,000	R3/4/30	秋田市中通1丁目4-4-1303	会社役員	
47	三浦征善	60,000	R3/5/19	潟上市天王大崎字野沢75番地	会社役員	
48	三浦征善	60,000	R3/10/15	潟上市天王大崎字野沢75番地	会社役員	
49	（小計）	120,000				
50	進藤健次郎	60,000	R3/5/25	由利本荘市本田仲町4	医者	
51	猿田知久	120,000	R3/5/31	秋田市御所野元町6-3-4	会社役員	
52	福田幸一	60,000	R3/6/18	能代市浅内横道19-1	会社役員	
53	福田幸一	60,000	R3/12/24	能代市浅内横道19-1	会社役員	
54	（小計）	120,000				
55	藤本学	120,000	R3/6/18	北秋田市伊勢町18-9	会社役員	
56	土肥啓作	60,000	R3/6/25	秋田市土崎相染町字沼端43-5	会社役員	
57	土肥啓作	60,000	R3/12/24	秋田市土崎相染町字沼端43-5	会社役員	
58	（小計）	120,000				
59	佐藤昌郁	120,000	R3/6/25	北秋田市木戸石字屋布岱28-1	会社役員	
60	北林孝	60,000	R3/6/30	能代市河戸川字上相染下16番地	会社役員	
	この頁の小計	960,000				

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
61	北林孝	60,000	R3/10/29	能代市河戸川字上相染下16番地	会社役員	
62	（小計）	120,000				
63	菅原三朗	120,000	R3/8/19	潟上市昭和大久保字堤の上91-100	会社役員	
64	加藤憲成	120,000	R3/8/27	秋田市新屋船場町6番53号	会社役員	
65	大森三四郎	120,000	R3/8/31	山本郡八峰町八森字和田表121番地	会社役員	
66	稲庭千弥子	120,000	R3/8/31	秋田市山王沼田町4-12	会社役員	
67	米村茂	120,000	R3/9/28	鹿角市尾去沢字山根20番地3	会社役員	
68	鈴木洌士	120,000	R3/9/30	大館市中道3-1-40	会社役員	
69	佐藤弘毅	120,000	R3/10/14	鹿角市八幡平字松館46	会社役員	
70	最上英嗣	120,000	R3/10/14	秋田市土崎相染町字沖谷地97-1	会社役員	
71	藤原直人	120,000	R3/10/19	宮城県仙台市太白区長町6-2-6-502	会社員	
72	伊藤哲之	120,000	R3/10/19	秋田市金足追分字海老穴240-1	会社役員	
73	菅原廣悦	120,000	R3/10/20	男鹿市脇本富永字野田8-2	会社役員	
74	佐野元彦	120,000	R3/10/27	秋田市茨島2-15-58	会社役員	
75	松村譲裕	120,000	R3/11/3	秋田市大町4-3-44-701	会社役員	
	この頁の小計	1,620,000				

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
76	沢木則明	120,000	R3/11/29	男鹿市船川港船川字船川51	会社役員	
77	須田精一	120,000	R3/12/20	由利本荘市西目町沼田字街道下2-165	会社役員	
78	辻良之	120,000	R3/12/22	秋田市保戸野中町6-23	会社役員	
79	宮田論	10,000	R3/1/29	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
80	宮田論	10,000	R3/3/1	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
81	宮田論	10,000	R3/4/1	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
82	宮田論	10,000	R3/4/30	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
83	宮田論	20,000	R3/6/29	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
84	宮田論	10,000	R3/7/29	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
85	宮田論	10,000	R3/8/30	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
86	宮田論	30,000	R3/11/15	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
87	宮田論	10,000	R3/11/29	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
88	宮田論	10,000	R3/12/28	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
89	(小計)	130,000				
90	宇佐見康伸	60,000	R3/3/25	秋田市土崎港東二丁目3-29	税理士	
	この頁の小計	550,000				

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
91	宇佐見康伸	60,000	R3/9/24	秋田市土崎港東二丁目3-29	税理士	
92	(小計)	120,000				
93	木内義範	60,000	R3/3/31	由利本荘市本荘126	会社役員	
94	木内義範	60,000	R3/9/30	由利本荘市本荘126	会社役員	
95	(小計)	120,000				
96	武田昭彦	120,000	R3/5/6	男鹿市船川港船川字漆畑1-7	会社役員	
97	齊藤健悦	120,000	R3/5/10	南秋田郡井川町北川尻字上田面六六41	会社役員	
98	中田潤	120,000	R3/5/20	能代市花園町15番8号	会社役員	
99	髙橋チヱ子	120,000	R3/5/31	湯沢市横堀字赤塚134-9	会社役員	
100	佐藤裕之	120,000	R3/6/30	秋田市山王三丁目1-25	会社役員	
101	桑山明久	60,000	R3/7/1	由利本荘市岩城二古字狐森65-43	医者	
102	桑山明久	50,000	R3/10/5	由利本荘市岩城二古字狐森65-43	医者	
103	(小計)	110,000				
104	北林一成	120,000	R3/8/20	北秋田市米内沢字薬師下136	会社役員	
105	石塚由紀子	120,000	R3/8/20	秋田市大平台3-1-3	会社役員	
	この頁の小計	1,130,000				

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
106	平野久貴	120,000	R3/8/25	秋田市泉北二丁目5番28号	会社役員	
107	伊藤満	120,000	R3/8/25	秋田市雄和妙法字上大部128	会社役員	
108	三浦廣巳	120,000	R3/8/31	秋田市千秋北の丸2-19	会社役員	
109	佐藤吉保	120,000	R3/9/22	大館市川口字大道下227-2	会社役員	
110	吉田進	120,000	R3/9/24	秋田市千秋矢留町6番18-306号	会社役員	
111	塩谷久樹	120,000	R3/9/28	秋田市泉南3-14-1	会社役員	
112	和賀幸雄	120,000	R3/9/28	湯沢市岩崎字岩崎110	会社役員	
113	奥山和彦	120,000	R3/10/13	横手市旭川2-3-22	会社役員	
114	七山慎一	120,000	R3/10/19	秋田市保戸野千代田町16番34号	会社役員	
115	佐藤正明	120,000	R3/10/29	湯沢市稲庭町字稲庭229番地	会社役員	
116	西宮公平	120,000	R3/12/25	男鹿市船川港船川泉台3-41	会社役員	
117						
	この頁の小計	1,320,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	6,780,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	12,000	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	9,900	0	
(4) 事務所費	127,009	0	
小計	148,909	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	8,000,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	8,000,000	0	
合計	8,148,909		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	9,900				
	合計	9,900				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	政治資金監査料	30,000	R3/2/2	吉川税理士事務所	秋田市南通築地6-34	
2	家賃	60,000	R3/12/21	秋田いすゞ自動車㈱	秋田市寺内字蛭根85-7	2021年1月～12月
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	90,000				
	その他の支出	37,009				
	合計	127,009				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附金	2,000,000	R3/3/31	自由民主党秋田県第二選挙区支部	能代市中和1-16-2	
2	寄附金	2,000,000	R3/6/30	自由民主党秋田県第二選挙区支部	能代市中和1-16-2	
3	寄附金	2,000,000	R3/9/30	自由民主党秋田県第二選挙区支部	能代市中和1-16-2	
4	寄附金	2,000,000	R3/12/23	自由民主党秋田県第二選挙区支部	能代市中和1-16-2	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	8,000,000				
	その他の支出	0				
	合計	8,000,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年　2月　1日

政治団体の名称　勝山会

会計責任者の氏名　佐野　元彦　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和４年２月１日

勝山会
代　表　　辻 良之　殿

登録政治資金監査人　吉川裕太
登　録　番　号　　第３５７５号
研修終了年月日　　平成２２年４月16日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、勝山会　代表　辻良之　の令和元年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　本業務の実施場所は、勝山会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人　吉川裕太　が判断したため、金田勝年秋田事務所の主たる事務所（秋田県秋田市山王二丁目 1-40 田口ビル 4 階）において行うものとする。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）　法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

勝山会 代表 辻良之と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、勝山会 代表 辻良之と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上